高知大学医学部附属病院栄養管理部規則

平成 23 年 3 月 8 日 規 則 第 85 号

最終改正 令和3年9月28日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則(平成16年4月1日施行)第8条第6 項の規定に基づき、栄養管理部の運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

- 第2条 栄養管理部においては、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 患者の栄養教育及び栄養管理に関すること。
 - (2) 入院時食事療養の実施に関すること。
 - (3) 栄養管理に関する情報の普及に関すること。
 - (4) 掌握業務に係る調査、統計及び報告に関すること。
 - (5) 厨房施設の衛生及び整備に関すること。

(運営委員会)

- 第3条 栄養管理部の運営に関し必要な事項を審議するため、栄養管理部運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会については、別に定める。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、栄養管理部の運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月28日規則第38号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。